

県南家畜衛生情報



今号の主な内容

平成19年度の病性鑑定成績について
馬鼻肺炎の発生とその予防について
初乳バンクによるホルスタイン種余剰初乳を用いた
黒毛和種子牛疾病予防対策
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のために
診療施設に関する広告の制限内容がわかります

2008

第35号

平成20年6月30日

平成19年度の病性鑑定成績について

当所では平成19年4月から平成20年3月のまでの間に561件11,368頭の病性鑑定を実施しました。家畜別の検査件・頭羽数は、乳用牛、肉用牛、豚、馬および鳥の順に各々146件3,363頭、206件2,279頭、156件5,638頭、52件78頭および1件10羽でした。主な検査対象疾病は、牛ヨーネ病、牛白血病、牛サルモネラ症、豚オーエスキー病、豚レンサ球菌症、馬インフルエンザ、馬鼻肺炎等でした。馬の検査件数が比較的多いのが当所での病性鑑定の特徴の一つです。以下に特徴的な疾病について記します。

牛



1) ヨーネ病 乳牛の定期検査および既発生農場の清浄確認検査により、計103件3,468頭の検査をしました。定期検査により1頭および清浄確認検査により2農場で6頭の患畜が摘発され、防疫対策が講じられています。

2) BSE 国内で発生した33例目のBSE患畜に関連して、若齢時に患畜と同居し、その後、管内の農場で飼養されていた黒毛和種1頭が疑似患畜となりました。当所で解剖し、BSE-ELISA検査により陰性であることが確認されました。

3) 牛白血病 本病が疑われた93頭を検査し、乳牛で24頭(18農場)および肉用牛で15頭(14農場)の計39頭が本病と診断されました。また、3地域では、地域単位で抗体検査を実施(3地域で計1,256頭)し、本病の防疫対策に取り組んでいます。

4) 肥育牛のビタミンA測定 肥育技術の向上を図るため、当所では平成17年度から19年度までの3年間に渡り、血中ビタミンA等の検査成績に基づく飼養管理技術指導を実施してきました。平成19年度には434頭の検査を行い、延べ21農場を対象に取り組みました。

豚



1) 豚レンサ球菌症 母豚80頭を飼養する繁殖農場で、離乳豚の事故が増加し、3か月間で40~50日齢の豚約40頭が死亡しました。病性鑑定により髄膜脳炎が観察され、脳からレンサ球菌(*Streptococcus suis*)が分離されました。消毒の徹底や去勢時期を変更するなどのストレス緩和を図ったことにより、発生は終息しました。

馬



1) 馬インフルエンザ 平成19年8月に国内では36年ぶりに本病の発生が確認され、その後、全国の競馬関連施設にその感染が拡大しました。当管内でも3頭の真症例および54頭の疑症例が確認されました。

2) 馬鼻肺炎 詳細は、次の記事で。

馬鼻肺炎の発生とその予防について

平成20年3月から4月にかけて、管内で飼養されている8頭の繁殖雌馬で流産が発生しました。うち、2頭の流産胎子の検査を実施したところ、馬ヘルペスウイルス1型を病原体とする「馬鼻肺炎」による流産であることがわかりました。

この病気は、発熱や呼吸器症状を呈する場合がありますが、突然、胎齢9～11ヶ月で流産が発生し感染に気づくことが多いようです。

今回も呼吸器症状などに特には気づかず、突発性の流産で判明した事例でした。

平成18年に隣接の青森県において、本病による流産が、2戸6頭で発生しています。また、国内の馬産地である北海道では、1976年に発生が報告されて以来毎年散発しています。

<過去5年の発生状況>

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
北海道	25	47	33	32	33	5
青森県	0	1	0	6	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
ほか	0	1	3	1	0	0

(頭、 : 1月末現在)

症 状

妊娠馬

多くは前兆無しでの突発性流産
(胎齢9～11ヶ月で好発)

育成馬など

季節は1～3月に多く、発熱等のカゼの症状。
まれに神経症状の報告有り。



伝播形式

原因は、ウマヘルペスウイルス1型。

感染後3日から2週間程度の馬の体液や、感染妊娠馬の流産胎児、胎盤、羊水などにウイルスが含まれ、これらに汚染された敷きわらや飛沫などにより伝播する。

発生予防

妊娠馬への感染を予防するため、

あがり馬や育成馬と隔離して飼育する、

厩舎の出入り口に消毒槽と手洗い器を設置して消毒する、

馬具や衣類は消毒など清潔に保つ。(消毒薬は逆性石けんが有効)

などの対策が必要です。

また、一度感染するとウイルスが体内に潜み、体の免疫状態の低下(血液中の抗体量が低下)により、再度、流産を引き起こす場合があります。

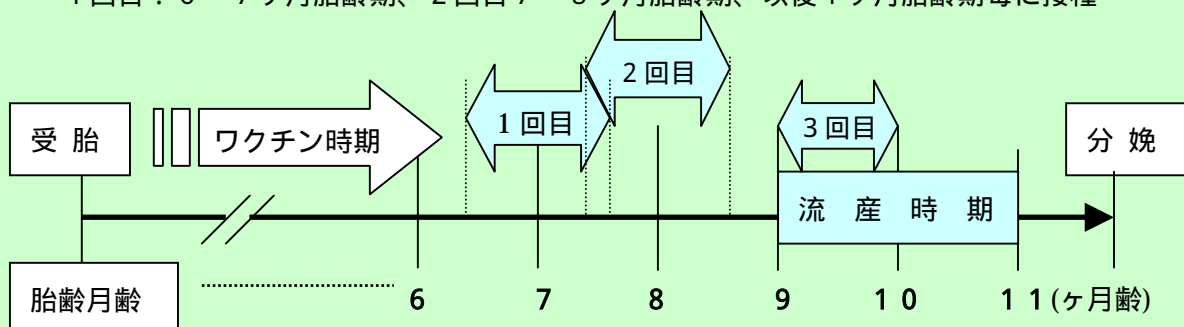
流産の再発を防止するためには、次の対策が重要です。

免疫低下の要因となるストレスを与えない

胎齢後期に数回ワクチン接種を行い、本病原体への免疫状態を保つ

<ワクチン接種例> 対象：妊娠馬・・・3回のワクチン接種時期と胎齢期

1回目：6～7ヶ月胎齢期、2回目7～8ヶ月胎齢期、以後1ヶ月胎齢期毎に接種



流産時の対応

あわてずに、以下について対応して下さい。

流産馬体の洗浄・消毒(タオルでの拭き取りなど)・隔離。

馬房・厩舎・器材の消毒、寝わらの消毒もしくは堆肥化。

獣医師から流産胎子の処理の指示を受けること。検査には流産胎子のほか、胎盤等も必要。

なお、馬鼻肺炎と診断されたら

同居馬の健康診断や抗体検査(発生時及び2週間後)の血液採材の実施。

獣医師の指示に従い、移動の自粛(同一厩舎内の妊娠馬とも接触を避けること)。

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のために

～ 鶏舎消毒の継続と飼養衛生管理基準の遵守徹底を ～

本年4月～5月、秋田県・青森県の十和田湖畔、北海道野付半島及びサロマ湖畔で、死亡した白鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

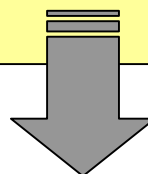
このように身近なところでも、原因ウイルスが見つかったことから、本県における本病の発生を予防するため、5月12日から31日までの間、1,000羽以上を飼養する養鶏農場等（県内では517農場、うち管内では155農場）において、家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒が行われました。

今後とも、家畜伝染病の発生・まん延を防止するため、飼養衛生管理基準の遵守、特に、野鳥等の侵入防止対策の徹底等、次の点について、再度ご点検をお願いします。

- 1 野鳥、ネズミなどの野生生物が鶏舎内に侵入しないよう、鶏舎の隙間・防鳥ネットの措置を徹底すると共に、併せて損傷・破損等の点検をすること。
- 2 人・資材・車両が農場・鶏舎に出入する時の人の手指・靴底及び車両の消毒、作業専用の長靴・衣類の交換の徹底、農場敷地内の消毒を図るとともに、消毒薬の頻回交換、消毒の方法・濃度の確認、作業着の交換等の点検をすること。



図 消毒を実施した鶏舎周囲（管内A農場）



消石灰散布量の目安

鶏舎の周辺、農場外縁部内側ともに1m幅で、1kg/m²です。

20kg入り消石灰を使用する場合、20m分となります。



- 3 常に本病の発生を疑い、本病を疑う症例を発見した場合には、死亡家きんの羽数の多少にかかわらず、直ちに当所へご連絡下さい。

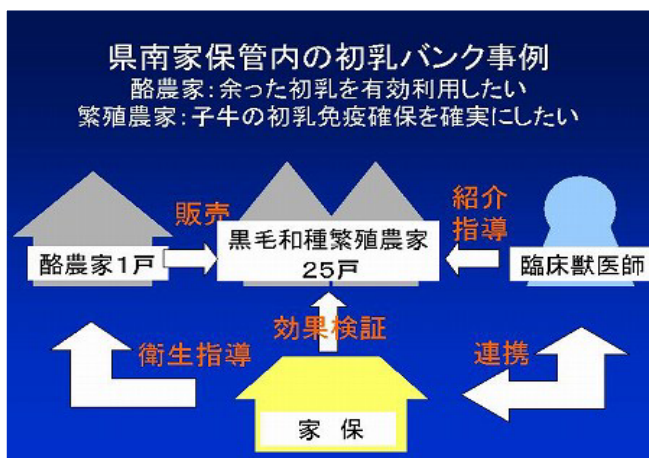
初乳バンクによるホルスタイン種余剰初乳を用いた 黒毛和種子牛疾病予防対策



平成18年から開始された管内初乳バンクを対象に、供給初乳（バンク初乳）の安全性、給与法、品質及び疾病予防効果の評価を課題として、供給牛の健康検査とバンク初乳の殺菌処理方法の検討、供給先（黒和繁殖）農家への適正給与指導、バンク初乳及び給与子牛のIgG濃度及び抗体価測定、バンク利用前後の子牛下痢発生率の比較を実施しました。

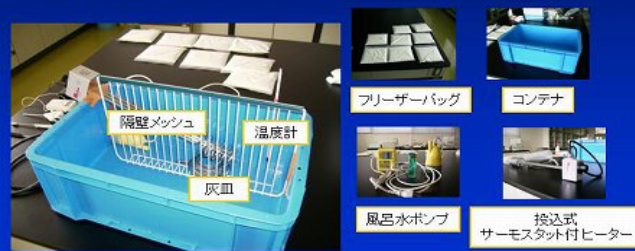
その結果、初乳が予想以上に細菌で汚染されていたため、殺菌効果と抗体保存性を実証した簡易かつ安価な殺菌装置を作成・導入、供給元農家への給与法の斉一化、バンク初乳IgGは14～32mg/ml、給与子牛血清IgGは27～40mg/mlでバンク初乳非給与子牛群血清12mg/mlより高値、供給牛へのワクチン接種が初乳・子牛血清それぞれのIgG濃度及び抗体価に反映、供給先農家の下痢発生率はバンク利用前83.5%から利用後24.3%と大幅に改善され、ホルスタイン種余剰初乳の補助給与は黒毛和種子牛の事故低減に有効であると確認されました。

受動免疫伝達不全による子牛の疾病防止を目的に、最近は多くの農家で人工初乳が活用されていますが、地域の酪農家と黒毛和種農家が連携した初乳バンク体制はこの目的達成の一方法として意義あるものと思われました。



○安全性確保(安価な長時間低温殺菌装置の模索)

- ・安価なパーツの組み合わせで2万円以下
- ・60℃30分の加温で殺菌効果あり、免疫成分の破壊なしを実証
- ・19年8月より利用開始



○バンク初乳の品質分析

(2) 子牛血清のIgG濃度及び抗体価(GM平均)

- ・母乳のみ給与群の40%は最低必要量のIgGを獲得せず、バンク初乳を補助給与した子牛は十分な量だった
- ・母牛へのワクチン接種は子牛血液にも高レベルの抗体を移行

区分	IgG(mg/ml)		E.coli	Corona	Rota1	Rota5	Rota11
	平均値	10未満					
A	39.8	0%	282.8	570.2	718.4	718.4	452.5
B	27.5	0	164.1	262.5	780.2	1560.3	195.0
C	12.2	40	132.0	139.3	2560.0	2228.6	422.2

A: 母牛の初乳+バンク初乳(牛下痢5種混合ワクチン分娩前接種牛)給与群 (n=7)
B: 母牛の初乳+バンク初乳(同ワクチン接種なし)給与群 (n=6)
C: 母牛の初乳のみ給与群 (n=5)

○疾病予防効果の評価

- ・バンク利用前後の子牛の下痢発生率を比較した結果、大幅な事故率改善を確認

農場	生後1ヶ月以内の下痢発生状況			
	利用前(H16・17年)		利用後(H18・19年)	
	(発生率%)	(頭数)	(発生率%)	(頭数)
A	60.0	(9/15)	0	(0/16)
B	83.3	(20/24)	21.7	(5/23)
C	91.7	(11/12)	10.0	(1/10)
D	100	(15/15)	41.2	(7/17)
E	100	(9/9)	62.5	(5/8)
	83.5%	(64/75)	24.3%	(18/74)



当事例・簡易殺菌装置の詳しい問い合わせは
県南家畜保健衛生所 衛生課 藤原まで。

動物診療施設に関する 広告の制限内容が変わります。



診療施設の広告等獣医療に関する広告については、獣医療法により規制が設けられていますが、飼育者から診療施設に関する情報提供が求められていること、医療分野での広告制限の緩和などを背景に、今般、獣医療法施行規則が改正となり、平成20年8月1日より、広告の方法に制限を加えたうえで、広告してもよい事項が追加されることになりました。









～ 広告方法等の制限事項 ～

- 1 他の診療施設と比較して優良である旨の広告（比較広告）の禁止
- 2 誇大広告の禁止
- 3 費用の広告の禁止



薬事法上の規制にも
注意して下さい。

～ 新しく広告できることとなった事項 ～

-  獣医師免許の取得年月日及び当該診療施設の開設年月日。
-  薬事法に規定される「医療機器」を有すること。
ただし、当該医療機器が特定される項目（型番、商品名等）や当該機器の使用による技能（MRIによる「腫瘍診断」等）については広告できません。
-  犬又は猫の避妊去勢手術を行うこと。
犬、猫以外の動物、生殖を不能にする以外の避妊療法の広告はできません。
-  ワクチンを使用して予防注射を行うこと。
未承認ワクチンの広告、販売名が特定されるような広告はできません。
-  フィラリア症の予防を行うこと。
販売名が特定されるような広告できません。また、あわせて期待できる効果等についても広告できません。
-  健康診断を行うこと。（検査名、対象動物の併記も可）
広く定着していると認められない検査を併記することはできません。
-  獣医療に関する技術向上及び獣医事に関する学術研究に寄与することを目的とした民法第34条の法人の会員であること。
-  農林水産大臣の指定する臨床研修診療施設であること。

編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館41-1

岩手県南家畜保健衛生所

TEL 0197-23-3531

FAX 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会

TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-6988